

文化学園学生会館 利用規則

1. 目的

本学生会館利用規則は、学生の皆さんが共同生活を通じて規則正しい生活を送り健全なる精神を養い、学習に専念できる環境を整えることを目的として定めたものです。学生として行動に責任をもち、充実した生活を送ってください。また、近隣住民の方々へ迷惑をかけないようにしてください。入寮者は本学園の学生限定となります。

なお、学生会館の性質上、毎年4月を始期とする1年契約が基準のため、契約満了月(3月)以外の退寮は原則としてできません。

2. 施設・設備等の利用について

※運用により変更する場合があります。寮により繁忙期等、使用状況をみながら時間延長をする時期もございます。

管理室(寮長)受付	AM7:00 ~ PM11:00	緊急の場合を除き宅配物の受け取りや各種届出や連絡等は、時間内に済ませてください。(寮長・寮母は㈱共立メンテナンスに委託しています)
開門 / 閉門	AM7:00 / AM0:00	開門前の外出は前日までに寮長に申請をしてください。 やむを得ず門限に遅れる際は必ず寮長に連絡をしてください。 ※事前連絡がなく、門限を過ぎても帰宅しない場合は、安全確認のため保護者、または警察等へ連絡する場合があります。
実習室	AM7:00 ~ PM11:00	他の寮生の迷惑にならないよう会話に気をつけてください。 寮生以外は利用できません。
ランドリールーム	AM7:00 ~ PM11:00	有料です。
来客者との面会	AM9:00 ~ PM10:00	ロビーラウンジのみご利用可能です。
他の寮生の寮室	AM7:00 ~ PM11:00	異性の寮室への立ち入りは厳禁です。

3. 運営管理について

生活指導に関する窓口は、所属校の担当部署となります。

建物施設に関する窓口は、学園本部施設部となります。

寮長常駐管理・寮費支払いについては、(株)共立メンテナンスに業務委託をしています。

日常の寮生活および運営管理については、寮長となります。

4. 日常生活のルールについて

(1) 入退館 外出・帰寮時は、必ず入口のICキーリーダーに各自のICキーをかざして入退館をしてください。
また、合鍵の作成は禁止です。万一、紛失や破損した場合は速やかに寮長に申告のうえ所定の手続きをしてください。※再交付手数料がかかります。

(2) 寮室の施錠 寮室を不在にする時は必ず鍵をかけ、現金や貴重品は自己責任で管理をしてください。

(3) ゴミの処理 ゴミはルール通りにきちんと分別し、所定の場所に出してください。
ゴミの分別は自治体によって異なりますので、寮長に確認をしてください。

- (4) 防災訓練 消防法令に基づく防災訓練（避難訓練等）は、必ず参加をしてください。
- (5) 安全・点検 防火及び安全上、点検等で寮長立会いのもと関係者が寮室内に立ち入る場合があります。火災予防上、電気を使用する機器以外(カセットコンロや石油ストーブ等)使用できません。寮内の窓にはストッパーがついています。緊急時以外、寮長の許可なく外してはいけません。
- (6) 緊急の事態 火災・盗難・その他事故または病気になった場合、速やかに寮長に連絡をしてください。
- (7) 外泊 外泊をする場合は、必ず前日までに「外泊届」を寮長に提出してください。長期外泊は、帰省・一時帰国以外は認められません。※「外泊届」の提出がない場合は、無断外泊となります。（ドーマー井荻については、寮生アプリに「外泊届」「外泊友人」の申請欄がありますがアプリでの申請はできません。）無断外泊をした場合は、安全確認のため保護者または警察等へ連絡する場合があります。なお、翌日寮長より厳重注意をし、所属校の担当部署および保護者に連絡する場合があります。
- (8) アルバイト アルバイトをする場合は、「アルバイト届」を寮長に提出してください。学業および寮生活に支障のない範囲(門限内)で行ってください。※所属校で禁止されているアルバイトはできません。
- (9) 宅配便 寮長が代理で受け取って保管をします。受付時間内に引取りにきてください。クール便または着払い(代引き)商品の受け取りはできませんので、各自で宅配業者より直接受け取ってください。
- (10) 寮内集会他 寮内での集会・ポスター等の掲示は、必ず寮長の許可を得てください。
- (11) 自転車 自転車の使用を希望する場合は、寮長に「使用許可願い」を届け出のうえ、必ず「自転車許可シール」を自転車本体に貼って使用してください。寮内指定の駐輪場を利用できますが、近隣に放置することは禁止です。自転車には必ず鍵をかけてください。駐輪場におけるいたずらや盗難等について本学園は一切責任を負いません。また、自動車・オートバイ・原付バイク等の持込みおよび乗り付けは禁止です。近隣施設駐車場や路上などに駐車・停車・放置もしてはいけません。

5. 禁止事項

- (1) 迷惑行為 実習室等共有の場所に私物を放置しないでください。紛失した場合は自己責任となります。実習室等を利用した後は、必ず後片付けをしてください。ルールが守られない場合は、利用禁止となります。寮室内であっても、周りの部屋や近隣住民の方々に迷惑を及ぼすようなテレビの大音量や大声での会話は控え、迷惑をかけないようにしてください。

緊急時以外はベランダへの出入りは禁止です。(ドローミー井荻を除く)
指定薬物使用・暴力・盗難等法律によって禁止されている行為は厳禁です。
ペット類の寮内への持込は禁止です。

- (2) 喫煙 寮室および建物内は禁煙です。喫煙をする場合マナーを守り必ず指定された場所をお願いします。
※寮室および実習室等共有の場所が喫煙によるにおいやヤニ等で汚れた場合、退寮時に修繕費用を
実費請求します。
- (3) 寮室等の造作 寮室内および実習室等共有の場所の現状を変更することはできません。
(既設の器具の取外し等)
※寮室および実習室等共有の場所の壁や床等に不具合があった場合、退寮時に修繕費用を実費
請求します。
- (4) その他 寮生活において金銭の貸し借りはしないでください。
異性の寮室への立ち入りは厳禁です。
飲酒は個人の寮室を除き禁止です。共有の場所での飲酒はできません。
※20歳未満の喫煙・飲酒は法律で禁止されています。実習室での食事は禁止です。

6. 入寮

- (1) 違約金 「文化学園学生会館入寮契約書/入館申込書/誓約書」により自己都合による入寮辞退をする場合は
キャンセル料をお支払いいただきます。

申し入れ日	金額
契約手続き完了後から12月末日まで	50,000円
1月1日から1月末日まで	100,000円
2月1日から2月末日まで	150,000円
3月1日から3月末日まで	200,000円

※入学辞退、留学生においては在留資格が受理されずに入国不可の場合は対象外です。

7. 退寮

- (1) 退寮届 退学等の理由により、退寮する場合は退寮日の1ヶ月前に寮長へ退寮届を提出してください。
①退学の場合、所属校に申請した日から1ヶ月以内に退寮をしてください。
②休学の場合、所属校に申請した日から1ヶ月以内に退寮をしてください。
③除籍の場合、すみやかに退寮をしてください。
- (2) 違約金 自己都合により途中退寮をする場合にはキャンセル料をお支払いいただきます。
キャンセル料は寮費2ヶ月(退寮届を提出した日の翌月と翌々月)分となります。
(退学・休学・除籍は対象外です)

契約満了月の退寮期限は、3月20日とし最終日が20日になります。3月21日から31日までは新入寮生のた
めの準備期間となります。必ず退寮届は退寮日の1ヶ月前に寮長へ提出をしてください。

退寮時に寮室および備品について必ず寮長の点検を受け、引き渡しをしてください。

8. 退寮処分

- ・「2. 施設・設備等の利用について」「4. 日常生活のルール」を再三にわたり逸脱した場合
- ・「5. 禁止事項」の迷惑行為を再三の注意にもかかわらず続けた場合
- ・犯罪行為をした場合
- ・寮費の支払いを指定期日から3ヶ月滞納した場合(在寮期間の寮費は必ずお支払いいただきます)

東京都渋谷区代々木 3-22-1
学校法人文化学園

文化学園大学・文化ファッション大学院大学・文化服装学院・文化外国語専門学校